

A2 魚津市訪問型サービス(現行相当サービス)サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割		39	39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービス12		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービス12日割		77	77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービス13		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス13日割		123	123	1日につき	
A2	2411	訪問型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2	2511	訪問型サービス22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間が20分以上45分未満の場合	179		
A2	2621	訪問型サービス23		(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間が45分以上の場合	220		
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163		
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度	12	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割		1	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (2)1週に2回程度	23	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割		1	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (3)1週に2回を超える程度	37	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割		1	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービス	3	-3	1回につき
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間が20分以上45分未満の場合	2	-2	
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23		(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間が45分以上の場合	2	-2	
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度	12	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		1	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (2)1週に2回程度	23	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		1	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (3)1週に2回を超える程度	37	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		1	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービス	3	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間が20分以上45分未満の場合	2	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間が45分以上の場合	2	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2	-2	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		1月につき	
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		1月につき	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50	50	1回につき	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の270/1000 加算		1月につき	
A2	6183	訪問型サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の287/1000 加算			
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の249/1000 加算			
A2	6184	訪問型サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の266/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の207/1000 加算			
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の170/1000 加算			

【色分けルール】

変更 ※赤字が変更箇所
新設
廃止